「QG-Care iPad」保証サービス規約

第1条(サービスの概要)

本サービスは、「QG-Care」に加入した加入者にグローバルンリューションサービス株式会社(以下「GSS」といいます。)が提供する iPad 保証の保証サービス(以下「本サービス」といいます。)です。

第2条(サービスの対象者)

サービスの対象者は、加入証に記載の方で、本サービスの対象である iPad の所有者(以下「加入者」といいます。)とします。

第3条(サービスの対象の範囲及びサービス内容)

1. 本サービスの対象は以下の通りとします。

1)iPad 本体(日本国内向け)

2) iPad 本体とセット購入した Apple Pencil (以下、本規約で「Apple Pencil」と記載する場合、特に断らない限り、「iPad 本体とセット購入した Apple Pencil」を指すものとします。) (ただし Apple Pencil は、iPad 本体とは提供される保証内容が一部異なります。)

2. 前項にかかわらず、以下の機器は対象に含まれません。

1)消耗品(ケーブル、アダプターなど) 2)データ、ソフトウェア(アプリ登録されている ものを含みます)

3. 本サービスのサービス内容は下記のとおりとします。

1)iPad 本体にかかる第5条及び第6条に記載したサポート

第4条(サービス期間)

本サービス期間は、本サービスの対象となる iPad 本体及び Apple Pencil のメーカー 保証開始日からサービス期間に記載の終了日までとします。

第5条(電話サポートサービス)

本サービス期間内に、iPad 本体及び Apple Pencil の不具合が発生した場合には、 GSS は電話にて障害の診断やアドバイスを提供します。(連絡先は下記参照)

第6条(保証サポート)

GSS は、本サービスのサービス期間中に下記の障害が発生した場合、下記の条件にて本サービスの対象となる iPad 本体及び Apple Pencil の修理を行います。

- ・破損/水濡れによる障害のサービス対象はiPad 本体のみとなります。
- ・セット購入した Apple Pencil は自然故障のみ保証いたします。

ただし、メーカー保証が適用になる場合は Apple 保証規定に基づくメーカー保証が 優先します。

(1)故障	無償
(2)破損・水濡れ(サービス期間中2回	1 回につき 2,000 円※ご負担いただき
まで)	ます。

※上記金額は消費税別となります。

第7条(保証サポート対象外の場合)

以下の場合は保証サポート対象外となります。

- 1. Apple 社の規定に基づき、GSS が全損認定した場合
- 2 前項の場合、サービス期間中であっても受付日に本サービスは終了いたします。

第8条(サービス終了に対する返金について)

1 前条のサービス終了の場合、経過期間により下記の通り保証サービス料金を返金いたします。

並べたしより。	
購入日より1年以内の場合	4,100 円
購入日より2年以内の場合	2,000 円

※上記金額は消費税別となります。

第9条(保証サポートが受けられない場合)

次の各号に該当する場合は、加入者は保証を受けることはできません。

①現物の確認できない障害 ②盗難、紛失、置き忘れに起因する障害 ③水害、地震などの自然災害 ④加入者の故意の障害 ⑤虫食い、ねずみ食い、性質および環境によるサビ、カビ、変質および変色 ⑥誤用、乱用、使用上の誤りにより生じた障害 ⑦戦争、内乱、暴動、テロによる障害 ⑧核燃料物質の放射性・爆発性による障害 ⑨第三者に対し賠償請求が可能である障害 ⑩保証開始時に既に発生していた故障、破損、水濡れ障害 ⑪アブリのインストールによる障害 ⑫Pad の機能及び使用に影響のない障害 ⑬GSS 以外で修理を行った場合の修理費用および諸経費 ⑭Apple 社の認定を受けていない業者が修理等をした iPad ⑮データ・アブリの消失及び損失 ⑯バッテリーの劣化 ⑰国外で発生した障害 ⑱セット購入したApple Pencil の破損・水濡れによる障害

第10条 (サービス対象のiPadの入替)

サービス対象のiPad 本体及び Apple Pencil が初期不良に伴いメーカーより新機種に入替された場合、加入者は7日以内に GSS に入替された旨の報告をするものとします。この場合、GSS は、入替後の日本国内向けiPad 本体及び Apple Pencil を保証します。

- 2. 前項に定めた事由以外の事由で保証対象 iPad 本体及び Apple Pencil を入替することはできません。
- 3. 第一項の入替の通知が遅滞・脱漏した場合、原則として本規約に定めたサービ スを受けることができません。

第11条 (保証の請求)

- 1. サービス対象のiPad 本体及び Apple Pencil に障害が発生した場合は、加入者は速やかに GSS に保証を請求するものとします。保証の請求が不当に遅延した場合でかつ障害の確認がとれない場合は、本規約に基づく保証を受けることはできません。
- 2. 保証の請求においては、加入者はGSS が指定する書類をすみやかに提出するものとします。

第12条 (禁止事項)

- 1. 加入者は、本規約に定める地位もしくは権利を第三者に譲渡、質入れ又は担保提供の行為を行うことはできません。
- 2. 保証対象 iPad 本体及び Apple Pencil が第三者に譲渡された場合は、引き継いでの保証サービスを受けることはできません。

第13条 (潍枷)

- 1. 本規約に定めのない事態が生じた場合、GSS は信義に反せず誠実にお取扱を決定いたします。
- 2. 本規約に定めのない事項については日本国の法令の定めるところに従います。

個人情報の取り扱いについて

第1条(個人情報利用目的)

当社が行う保証サービスへの申込にあたり提出された申込書、その他の書面に記載された個人情報は、当社が保証サービス契約の履行(保証サービスの引受、保証サービスの提供、修理代金の請求、およびこれらに付随する事務や調査など)を行う目的にのみ利用します。

第2条(個人情報の管理)

当社の収集した個人情報を正確かつ最新のものにするために、適切な措置を講じます。また個人情報への不正なアクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん、および漏洩等が行われることを防止するため、必須と考えられる安全対策を講じます。

第3条(個人情報の外部への提供)

当社では、以下の場合を除いて、当社の収集した氏名、住所、年齢、性別、生年月日、障害情報その他の個人情報を外部に提供する事はありません。

1.本人(個人情報を当社に提出された方とします。以下同様とします。)の同意が あった場合

2.法令に基づく場合

3.第1条の利用目的の達成に必要な範囲内において、当社の業務委託先に提供 する場合

4.その他正当な理由がある場合

第4条(個人情報の開示・訂正等)

1.本人は、当社に対して、当社が保有しているご自身の個人情報を開示するよう 求めることができます。

2.前項の開示の結果、当該情報に誤り等がある場合は、本人は当社に対して当該 個人情報の訂正、追加または削除を請求することができます。

3.前2項の開示、訂正、追加または削除を要求される場合は、下記の個人情報に 関する相談窓口で文書、またはお電話でご連絡下さい。

[個人情報に関する問い合わせ窓口]

電話番号 03-5740-0961 (平日 9:00~17:00) FAX03-6856-9677

付則

修理サービスを受ける場合には、次のことにご注意下さい。

1. 修理の内容によっては、iPad に保存されているデータが消えてしまう場合があります。データが消失もしくは損失してしまった場合でも当社は責任を負いかねますので、修理に出す前にンシクアップを必ずとってください。

連絡先

【故障の時の電話相談窓口/障害切り分けコールセンター】 グローバルソリューションサービス株式会社

QG-Care コールセンター

Tel:03-6629-2441 月曜~金曜 9:00~18:00(祝祭日を除く)